

令和5年9月29日

総務文教委員会資料

教育委員会

目 次

【報告事項】

「富山市立北部中学校の事案にかかる調査組織」から提出を受けた
調査報告書の要旨及び今後の再発防止策について 1 頁

「富山市立北部中学校の事案にかかる調査組織」から提出 を受けた調査報告書の要旨及び今後の再発防止策について

[学校教育課]

1 調査報告書要旨について

(1) 調査組織設置の経緯等

ア. 調査組織設置の経緯

令和4年11月19日、当該中学校の3学年女子生徒が自宅で亡くなった事案について、いじめによるものとの疑いがあったため、市教育委員会が同月29日、いじめ防止対策推進法及び国のガイドライン等に基づき、第三者で構成する調査組織の設置を決定し、事実確認の調査を行ったもの。

イ. 組織の構成 所属する組織、職能団体から推薦を受けた以下の3名

宮田 徹 (富山国際大学子ども育成学部教授)

坂田 正博 (社会福祉士)

志田 祐義 (弁護士)

ウ. 調査期間

令和5年1月13日から同年9月20日まで

(2) 市教育委員会から調査組織に依頼した調査及び報告事項について

ア. いじめの有無に関する事実関係について

イ. 不登校及び死に至った過程や背景について

ウ. 再発防止策について

(3) 調査組織の調査活動状況

ア. 資料調査

イ. 聴き取り調査

当該中学校の教職員8名、生徒6名、生徒の保護者8名、
市教育委員会の職員2名 計24名

ウ. 書面による調査

当該中学校の元教職員1名

エ. アンケート調査

当該中学校の令和4年度の3学年生徒162名中76名

(4) 調査及び報告事項に対する調査組織の判断

詳細は調査報告書要旨参照

2 調査結果に基づく再発防止策について

(1) いじめの対応に係る問題の再発防止策

ア. 教員への研修の徹底

- ① 市教育委員会が生徒指導主事研修会や初任者研修会等で毎年行っているいじめの認知や対応に関する研修に加え、今年度から年次研修会においても同様の研修を行っており、これらを来年度以降も引き続き実施する。
- ② 各学校は、いじめの定義を踏まえたいじめの的確な認知の在り方や、認知した初期段階から組織的な対応をきめ細かく行うことに関する研修を改めて今学期中に速やかに実施する。
- ③ 全教員がいじめの関連法規やガイドライン等にいつでも簡単にアクセスして閲覧したり、各種研修会で活用したりすることができるよう、クラウド上にデータを掲載した。

イ. 実効的な組織体制の構築及び対応の徹底

- ① 学校において、いじめが疑われる事案が発生した場合は、早期にいじめ対策委員会を開催し、事案を共有する。
- ② 「富山市いじめ防止基本方針」の改定（令和5年8月）を受けて、各学校が作成している「いじめ防止基本方針」を見直し、改めて内容を共有する。

ウ. 外部人材の充実及び活用

- ① 令和5年度からスクールソーシャルワーカーを1名増員し、12名を小学校27校、中学校25校に配置した。今後、さらに増員することを検討する。
- ② スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等がいじめ対策委員会等に参画し、より組織的な体制を構築して対応に当たる。

エ. ネットトラブルへの対応

- ① 全小学5年生を対象に行っている「情報モラル小5講座」を継続する。
- ② 県教育委員会が行っているネットパトロール事業等を通して、引き続き不適切な書き込み等の把握に努め、各学校に対応について指導助言を行う。
- ③ 警察や関係企業等と連携した研修を引き続き実施する。

オ. 市教育委員会による状況確認及び支援

- ① 定例校園長会や年次研修会等の機会を捉え、いじめの有無にかかわらず察知した時点で市教育委員会への報告を徹底するよう指導する。
- ② 各学校が認知したいじめのうち未解消のものについては、市教育委員会から定期的に状況を確認し、必要に応じて外部人材の紹介等の助言を行う。
- ③ 各学校が行う調査の途中経過や対応の進捗について、本人及び保護者に適宜報告するよう各学校に指導助言を行う。

(2) 不登校支援及び自死防止に係る問題の再発防止策

ア. 学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置

学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置に向けて、これまで県外視察やニーズ調査を行っており、引き続き検討を進めていく。

イ. 適応指導教室及び校内適応指導教室の拡充

校内適応指導教室について、配置の見直しや増級を検討する。

ウ. 適応指導教室の機能強化

- ① 児童生徒にとって安心して過ごせる居場所となるよう、さらなる環境整備や活動内容の充実を図る。
- ② 「MAPオンライン相談」による支援を引き続き行う。
- ③ 民間の支援施設について、市教育センターが保護者へ引き続き情報提供する。

エ. 孤立を防ぐための支援の実施

- ① 支援が必要な児童生徒に対し、学校の教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門性をもつ職員、市教育委員会指導主事等が一つのチームとして連携・分担して引き続き支援に当たる。
- ② 一人1台端末を活用した教育相談や「富山市子どもの村自然体験」等を通じた居場所の創出を引き続き行う。

オ. 家庭への経済的支援の実施

学校以外の施設等に通学する際の公的助成について、他都市の先行事例を調査・研究する。

カ. 精神的不調が大きくなった場合等の特段の配慮

スクールカウンセラーによる面談やスクールソーシャルワーカー等を通じた医療機関と連携した支援を引き続き行う。

キ. 相談窓口及び相談方法の周知徹底

- ① 令和5年4月から開始した一人1台端末を活用した教育相談や臨床心理士による来所・電話相談、訪問相談研修、教員向けの相談会等の事業の充実を図る。
- ② 相談窓口及び相談方法について記された案内を、引き続き長期休業前に保護者へ周知する。

ク. 居場所についての情報提供

「学校に行きづらい」と感じている児童生徒及びその保護者へのサポートに関する取組みが確実に保護者に伝わるよう周知を徹底する。

ケ．自死予防のための教育及び啓発活動等の充実

- ① 道徳科を中心とした教育活動を通じて、児童生徒が命の連続性の中に自らの生命が位置づいていることに気づくとともに、命が限りあるものであることについて理解を深め、かけがえのない命を尊重する心を育む。
- ② 保健体育等の授業で心身の発達と心の健康を取り扱い、心の健康を保つためにはストレスに適切に対処できる力を身に付けることが大切であることを理解できるようにする。

令和5年9月20日「富山市立北部中学校の事案にかかる調査組織」提出

調 査 報 告 書

【要旨】

令和5年9月29日

富山市教育委員会

本調査は、学校の設置者である富山市教育委員会が、いじめ防止対策推進法第28条1項に基づき、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に則って、「富山市立北部中学校の事案にかかる調査組織」に調査を依頼しました。

本「調査報告書【要旨】」は、調査組織が作成した調査報告書を基に、富山市教育委員会が、個人情報保護、人権への配慮の観点から公にすることができない部分の調整を行い、再発防止を目的として公表するものです。

目次

1	当調査組織設置の経緯等	1
2	当調査組織が市教育委員会から依頼を受けた調査及び報告事項	1
3	当調査組織の調査活動状況	1
4	調査及び報告事項に対する当調査組織の判断	2
(1)	いじめの有無について	2
(2)	不登校に至った過程や背景について	3
(3)	希死念慮を強めた過程や背景について	4
(4)	法や「いじめ防止等のための基本的な方針」等に照らし中学校の対応について指摘できる問題点	5
(5)	市教育委員会の対応について指摘できる問題点	6
(6)	再発防止策について	6
(資料)		8

1 当調査組織設置の経緯等

(1) 当調査組織は、令和4年11月19日に、富山市立北部中学校（以下「本件中学校」という。）の、当時3学年の女子生徒が亡くなった事案（以下「本件事案」という。）に関し、富山市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）が、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）28条1項に基づき設置した調査組織である。

(2) 市教育委員会は、同月29日に、法28条1項に基づき調査組織の設置を決定した。その後、学識経験者（大学教授）、社会福祉士、弁護士の各委員について、その所属する組織や団体へ、委員となる者の推薦を依頼し、各組織や団体から委員の候補者の推薦を受け、調査組織の委員を決定した。

令和5年1月13日に、当調査組織の第1回会議が開催され、宮田徹委員が代表委員に選任された。

(3) 当調査組織の委員の構成は次のとおりである。

代表調査委員 宮田 徹（学識経験者・富山国際大学子ども育成学部教授）

調査委員 坂田正博（社会福祉士）

調査委員 志田祐義（弁護士）

2 当調査組織が市教育委員会から依頼を受けた調査及び報告事項

当調査組織が、令和5年1月13日開催の第1回会議において、市教育委員会から依頼を受けた調査及び報告事項は、次のとおりである。

(1) いじめの有無に関する事実関係について

(2) 不登校及び死に至った過程や背景について

(3) 再発防止策について

3 当調査組織の調査活動状況

当調査組織が行った調査活動としては、大きく分けて、資料調査、聴取り調査、アンケート調査がある。

資料調査は、関係者から提供を受けた各種の資料の内容を検討した。

聴取り調査は、合計24名に実施した。その内訳は、本件中学校の教職員関係8名、本件中学校の生徒関係6名、生徒の保護者8名、市教育委員会の職員2名である。また、書面による調査を1名の本件中学校の元教職員から行った。

アンケート調査は、本件中学校の令和4年度の3学年生徒全員を対象として、162名にアンケートを送付して、76名から返送があった。

なお、各委員は、調査資料の読み込み、会議録の作成、関連法規や行政の発行している通知や指針及び文献等の調査収集検討、本件事案の調査方法の検討、本件事案自体の検討、本調査報告書の原稿の作成等に膨大な時間（会議打合せ219回、稼働713時間50分、令和5年8月末時点）をかけた。

4 調査及び報告事項に対する当調査組織の判断

(1) いじめの有無について

① 1学年時の容姿をけなすなどの行為について

A（亡くなった生徒）が部活動入部後の、令和2年9月末ころから、同年12月の映画の約束を断られたことに関するトラブルが発生するまでの間において、同じ部活動の部員から次のような行為をある程度継続的に受けていた。

- ・ B（同じ部活動の部員）は、相手をけなす表現と受け取られても仕方ない発言や容姿を揶揄する発言をした。
- ・ C（同じ部活動の部員）は、相手をけなす表現と受け取られても仕方ない発言を、Bと一緒にした。
- ・ D（同じ部活動の部員）は、グループLINEにおいて、Aに対してかなり厳しい言葉を発言したり、Aのことをすぐに侮辱したりするという状況にあり、下校時等においても、面前で、悪口やけなす言葉と受け取られても仕方のない発言をした。

Aも、B、C、Dに対し、容姿を揶揄し、その言葉が酷い、言葉遣いが悪いと評価されても仕方のない発言を、ある程度継続して行っていた。下校時等に、A、B、C、Dの間で、前記のような発言の応酬によって、言い合いになることがあり、その際には、複数回、A一人対その他の者三人という構図に分かれていた。

法の定義や文部科学省「いじめ防止等のための基本的な方針」等に照らし、Aが、B、C、Dから、容姿をけなすなどの行為を受けたことは法2条1項のいじめに該当すると考える。

② 1学年時の映画の約束を断られたことについて

令和2年12月、Aは、B、Cと、後日映画に行く約束をしていたところ、下校時に、B、Cは、Aに対し、理由を述べて映画に行く約束を断った。Aはごめんと謝り、一緒に行こうよと述べていたが、B、Cは、嫌である旨を述べて断り、そのようなやり取りを継続していると、Aが泣き出し、大声でB、Cを非難するかのような発言もした。

B、Cの映画の断り方は、その理由が辛辣な表現であり、一般的にも言われた者は傷付く言葉である。

一旦した約束を断った場合、あらゆる場合において法にいういじめに該当するとまでは考えないが、たとえ映画を断る原因やきっかけがAにあったとしても、B、Cの断り方は、Aに心身の苦痛を与えたと考え、B、Cが、Aに対し、映画の約束を断った行為は、法にいういじめに該当すると考える。

③ 2学年時の4月及び5月のクラス内でAを孤立させる行為等の有無

令和3年6月に作成された関係記録によると、Aは、2学年の4月には大勢で遊ぶことがあり、同じクラスになったBも、Aを無視することはなく、普通に振舞っていると述べている。また、2学年時に同じクラスであったB及び他の生徒、2学年時の担任からの聴取り調査によっても、Aがクラスで孤立していた様子は見受けられない。これらのことから、Aが不登校となる直前の2学年の4月及び5月の時点におい

て、Aの周囲の生徒が、意図的にAを無視したり、仲間外れにしたり、その場にいなかのような態度を取ったり、その他Aを孤立させるような行為を行っていたと認めるに足る事情までは見出せない。

もっとも、Aは、2学年になり、クラス内でも人間関係の変化があつて、Aが新しい人間関係を構築しようとする中で、内心では孤立感を感じていたものと推認される。

④ 3学年時のSNSを巡るトラブルでAが受けた行為について

令和4年7月、Aは、匿名で、SNSにおいてリアルタイムで動画の配信をしていたところ、配信を閲覧している何者かから、Aの意図に反して、Aの実名をコメントとして投稿され、それに伴い、Aが不登校であることも配信を閲覧している者に知られることになった。

いじめの定義上、いじめを行った者は、児童等と一定の人間関係にある必要があるところ、コメントを投稿した者は全て匿名で投稿しており、投稿した人物の特定には至らなかった。Aとは全くの関わりのない人物がAの実名を投稿している可能性も排除できず、いじめの定義上、Aの実名を投稿した人物が、Aと一定の人的関係にあるか否かが確定できないため、いじめの定義上の要件を満たさず、いじめに該当するということとはできない。

もっとも、不特定の人が閲覧する可能性があるインターネット上の空間においては、個人の氏名ですら秘匿性が高いのであって、無断で個人の氏名を暴露することはプライバシーの侵害に該当すると考える。

(2) 不登校に至った過程や背景について

- ① Aが不登校になったのは、2学年時の令和3年6月からである。同月14日、Aは入院した。
- ② Aの精神面の症状に至るストレスの原因として考えられるものは、次のとおりである。

ア 対人関係のストレス

1学年時の部活動に係るトラブルを契機として対人関係のストレスを形成、蓄積させ、対人関係に対して苦手意識を強める結果になった。2学年に進級しても、新たな人間関係を構築することも更にAにとってストレスを蓄積させる原因になっていた。

イ 学習等に関するストレス

Aは、生真面目、几帳面であり、本件事案の事実経過全体を通じてAは、1つの事項に集中する傾向等がある。Aは、貯め込んだストレスをうまく発散することはできておらず、ストレスを解消することも不得意であった。

1学年の3学期以降、学習に集中して打ち込むに当たり、自らを追い込んだり、追い詰める形になって、ストレスを蓄積していった。

ウ 家庭関係におけるストレス

AとAの保護者は、令和3年6月30日以降、実家を出てアパートで二人暮らしを始めている。Aの内心では、実家は、安心して生活できる居場所ではなかったことが認められ、家庭関係で生じるストレスを蓄積させていった。

- ③ 対人関係のストレス、学習等に関するストレス、家庭関係を原因とするストレスを蓄

積させ、貯め込んで膨れ上がっていった結果、令和3年6月に、不登校に至ったものと考えられる。

- ④ Aが1学年時に受けたいじめは、対人関係によるストレスを形成するきっかけや原因となっている。

もともと、Aが1学年時に受けたいじめは、不登校となる約半年前のものである上、いじめの態様は、当該いじめに係る行為のみをもって、受けた人が、およそ誰であっても、直ちに、不登校に至るといえるほどの、極めて強度の精神的打撃を与える行為とも評価できない（Aも2学年の5月まで登校している）。また、対人関係のストレスとしては、2学年に進級して新しい人間関係を構築しようとするのが、不登校の直近の出来事であり、Aにとってストレスも大きかったものと考えられる。加えて、Aには対人関係以外にも、学習面や家庭関係等でもストレスを形成、蓄積する原因があった。

Aの受けたいじめは、不登校に間接的な影響を与えた（間接的な原因）といい得るが、いじめが直接の原因となってAが不登校に至ったとは考えられない。

(3) 希死念慮を強めた過程や背景について

- ① Aは、令和3年6月以降継続して治療等を受けてきた。令和4年11月からは、精神的・身体的不調を明示的に訴えるようになった。Aの精神状態は悪化して、希死念慮を抱くようになり、更に希死念慮を強めていったと考えられる。

- ② Aの精神状態の悪化に影響を与えたと考えられる事情は、次のとおりである。

ア SNSを巡るトラブル、個人情報の暴露

Aは、不登校となり、SNSがAの居場所になっていたが、SNSで個人情報を暴露されたことで、最終的にはSNSのアカウントを削除するに至った。

Aは、SNSで、実名が暴露され、加えて不登校であることも知られることとなり、進学先として富山県内を選ぶことは考えられなくなっていった。

SNSにおいて、Aの個人情報が暴露されたことは、SNSというAの居場所を奪う結果になっただけでなく、進学先の選択肢も狭める結果ともなった。

イ Aの家庭関係

令和4年6月頃に、A自身も、家族と距離を取りたいと考えるようになっており、SNSに係るトラブルについてAの保護者には伝えなかった。

その後、Aは、自分の居場所が見出せない状況になっていたと考えられる。

ウ 受験及び進学

Aは、進路選択について自分の思い描いたとおりにならない、不満や不安の感情がかなりの程度あったと考えられる。

受験や進学に対する不安やストレスは、Aの現実的かつ喫緊の課題であり、Aの精神状態に与えた影響は、SNSを巡るトラブルや個人情報の暴露、Aの家庭関係以上に影響を与え、Aの精神状態を悪化させる要因になったと考える。

- ③ Aが亡くなった時点において、Aがいじめを受けた時期から約1年11か月が経過している上、AはAの保護者とともに本件中学校にいじめを訴え、中学校から謝罪を受けており、その後は、いじめに関して話題に出すことはなくなったなどの事情を踏まえる

と、Aの中では、いじめを受けたということは過去のこととして一定程度の整理ができていたと考えられる。

Aが1学年時に受けたいじめの影響は、Aが亡くなった時点では、不登校となった時点に比べてかなり小さくなっているといえ、Aが自死した原因になっているとは考えられない。

(4) 法や「いじめ防止等のための基本的な方針」等に照らし中学校の対応について指摘できる問題点

- ① 令和2年12月（1学年時）、顧問の教員が部活動内のトラブルを認識してからの対応について、学校いじめ対策組織への報告がなされておらず、組織的対応もなされていない点。
- ② 令和3年6月（2学年時）の不登校となった際、Aの親族から、Aが学校に行けなくなったのは、部活動を辞めた際の中学校の対応が悪かったからだという趣旨の発言があったことを学校は認識したが、いじめの訴えがあった令和4年3月までの間に、不登校の原因についての調査や学校の対応を検討するなどしていない点。
- ③ 令和4年3月（2学年時）のいじめの訴えに対する対応について
 - ・ いじめをしたと訴えの挙がっている相手方の生徒を調査の対象としていない点。
 - ・ 2学年時にもクラス内での無視や、仲間外れにされていることを示唆する訴えがあったが、その点に関する調査はしていない点（1学年時の部活動内に係るトラブルのみを調査の内容としている点）。
 - ・ いじめの訴えに対し、組織的に内容を検討し、いじめか否かの判断や、対応方針を決定したとは見受けられない点。
 - ・ いじめには該当しないと判断したことについて、その結論や理由について一切記録（書面）に残されていない点。
 - ・ A及びAの保護者に対し、直接的に、いじめの訴えを取り下げることによいか、意思確認をした事実は認められないにもかかわらず、いじめの訴えは取り下げられたものとして処理した点。
 - ・ いじめの訴えに対し、いじめには該当しないと判断したことについて、市教育委員会やA及びAの保護者に報告しなかった点。
 - ・ いじめが原因で不登校になったと訴えがあり、いじめを訴えた時点で、不登校の期間は30日を優に経過していたのであるから、当該訴えは、法28条1項2号の不登校に係る重大事態に該当する旨の訴えに当たるものと考えられるところ、重大事態として取り扱うことはなく、重大事態に該当するか否かについて検討した形跡すらない点。
 - ・ いじめの訴えについての結論を出すに当たって、法令、行政の通達・指針、文献等に適切な根拠を求めたとはいえず、結論を出すに当たって十分な調査が行われたとも人数の差や発言の程度、頻度など考慮すべき事情を考慮したともいえない点。
- ④ 令和4年7月（3学年時）のSNSトラブルの訴えについて、画像や動画の確認を求めておらず、情報の把握として不十分である。また、Aらに対するインターネット上の

被害に関するその他の相談先についての情報の提供も十分とはいえず、学校としての警察への相談や連携に関しても十分に検討した上で対処しているとは認められない点。

(5) 市教育委員会の対応について指摘できる問題点

令和4年3月及び同年5月に、中学校から市教育委員会に対し電話連絡があった際に、当該電話の中で状況確認をした以外は、Aが亡くなるまでの間において、市教育委員会から中学校に対し、容姿に関する悪口の有無の調査はどうなったのか、不登校や入院との関係はあったのか、Aらの訴えに対し、中学校としてはどのような結論を出し、どのような対処をしたのかなどについて、報告を求めたりして状況確認をしているとは認められない点。

(6) 再発防止策について

① いじめ対応に係る問題の再発防止策について

- ・ 「いじめ」「重大事態」「いじめ防止対策推進法」「基本方針」等に関する的確な理解と組織的対応を行うための研修の徹底。
- ・ 実効的な学校いじめ対策組織の構築及びいじめに係る調査や対応等が当該組織の下に組織的に行われることの徹底。
- ・ いじめ問題の調査や対応等に当たり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他用意されている様々な外部人材の十分な活用及び外部人材の充実並びに外部人材の活用も踏まえた生徒・保護者対応の見直し。
- ・ ネットトラブル等への対応について、共通理解を図るための、的確な研修の実施。
- ・ 市教育委員会において、学校でいじめに係る問題が浮上していることを把握し、一定期間経過しても学校からの状況報告がない場合は、市教育委員会からも状況確認を行い、併せて、学校に対する助言や協力、外部人材の制度の紹介等をして、学校を支援していくこと。

② 不登校支援及び自死防止に係る問題の再発防止策について

- ・ 学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置に向けての前向きな検討。
- ・ 富山市内に2か所の適応指導教室、6つの中学校に校内適応指導教室が設置されているところ、更なる校内教育支援センターの設置及び拡充。
- ・ 民間のフリースクール等との連携強化、オンラインその他のネット利用の活用等による教育支援センターの機能強化。
- ・ 孤立を防ぐための「チーム学校」としての支援の充実（チーム学校：教師と、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門性を持つ職員が、一つのチームとして連携・分担して児童生徒の支援等にあたるとともに、学校と地域・関係機関とが連携・協同して、社会全体で支援を充実させていくこと）。
- ・ 民間のフリースクール等に通学する際の交通費や授業料等の公的助成の導入の検討。
- ・ 精神的不調が大きくなった場合等において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を通じた医療機関との継続した連携等の実施の検討。
- ・ 各種相談窓口及び相談方法について、年度ごとに周知を繰り返したり、実際に問題を抱えている児童生徒や保護者が相談に来た際にも改めて情報提供をしたりするなど

して周知の徹底に努めること。

- 居場所（教育支援センターや公共施設等の公的なもの、フリースクール等の民間のもの）について、情報を整理した上で、支援を必要とする児童生徒やその保護者に広く情報提供できる環境を整えること。
- 児童生徒の自死予防のための教育や各種啓発活動についての再検証及び更なる充実への志向。

(資料)

1 いじめ防止対策推進法 2 条 1 項

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 平成 2 5 年 1 0 月 1 1 日文部科学大臣決定（最終改定平成 2 9 年 3 月 1 4 日）「いじめ防止等のための基本的な方針」

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第 2 2 条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。（4～5 頁）

児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあつたときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。（3 2 頁）